



| | |
|--------------|---|
| Title | 西村天囚撰「豊山前田先生紀徳碑」と『碩園文稿』 |
| Author(s) | 竹田, 健二 |
| Citation | 懐徳堂研究. 2024, 15, p. 51-80 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/100556 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西村天囚撰「豊山前田先生紀徳碑」と『碩園文稿』

竹田 健二

はじめに

先に筆者は、鉄砲伝來紀功碑文の成立過程に関する湯浅邦弘氏の論考を踏まえつつ、大阪大学附属総合図書館懐徳堂文庫所蔵の『碩園文稿』に収められている鉄砲伝來紀功碑の二種類の草稿を手がかりとして、改めてその碑文の成立過程を考察した^①。筆者がそこで指摘したのは以下の諸点である。①『碩園文稿』に収録されている二種類の草稿のうち、石碑に刻まれた最終的な碑文に最も近い草稿（草稿D）の本文は、昭和十一年（一九三六）に財團法人懐徳堂記念会（以下、記念会）が出版した西村時彦（号は天囚・碩園。以下、天囚）の詩文集『碩園先生遺集』（以下、『遺集』）に収録されている鉄砲伝來紀功碑の本文と同一であり、『遺集』は最終稿ではない草稿Dをそのまま収

録したと考えられる。②『碩園文稿』所収のもう一つの草稿（草稿C）の修正前の本文は、湯浅氏の検討した『五十以後文稿』所収の第一次稿（草稿A）・第二次稿（草稿B）を踏まえて天囚が修正を加えて執筆したものある。③天囚は執筆した草稿Cを瀧川資言に送つて批正を乞い、求めに応じた瀧川は、草稿Cに書き込みを加えて天囚に返送した。④天囚は、草稿Cに書き加えられた瀧川の修正提案を取捨選択し、かつ自ら新たに修正を加えて草稿Dを執筆した。⑤天囚は、草稿Dの本文に更に修正を加えたものを『斯文』第三編第四号（一九二二年八月）に掲載した。⑥天囚は、『斯文』に掲載したものに對して更に重ねて修正を加えて、碑文の最終版を完成させ、それが石碑に刻まれた。⑦草稿Dに貼付されているところの「写取ヲ要ス」と記された附箋は、おそらく『遺集』編纂の際に、草稿Dが最終版ではないことを知っていた記念会の吉田銳雄が貼付した。

以上の鉄砲伝来紀功碑の碑文成立の過程からは、天団が撰文の際、最終版の完成までに何度も繰り返して修正を加えて草稿を書き直したこと、そして信頼する友人に批正を求め、友人からの意見を適宜取捨選択していたことが明らかとなつた。こうした撰文の際の天団の手法は、鉄砲伝来紀功碑の場合に限らず、他の場合においても概ね同様であつたと推測される。

そこで本稿では、やはり『碩園文稿』に草稿が収録されている豊山前田先生紀徳碑を取り上げて、その碑文の成立過程について検討し、あわせて『碩園文稿』の性格を考察する。

一 豊山前田先生紀徳碑の翻刻

豊山前田先生紀徳碑は、天団の恩師であり、「種子島聖人」とも称された種子島の郷儒・前田豊山を顕彰する石碑である（写真1・2）。本章では、行論の都合上、種子島・西之表市立榕城小学校の校庭に現存する石碑の写真に基づいて碑文を翻刻し、石碑の書き下し文を示す。なお、碑文に用いられている漢字についてはすべて通行の字体に改め、適宜句読点を附した。また行の途中で改行している箇所は「」で示した。

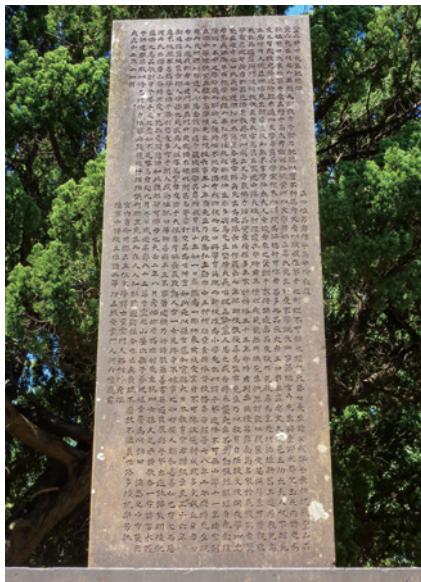


写真2 同 (裏面)



写真1 豊山前田先生紀徳碑 (表面)

豊山前田先生紀德碑

正四位男爵種子島守時表題／

豊山先生歿之十年、熊毛郡教育会樹石紀徳、以団不朽、屬彥文。彥以疏戚在弟子之列、誼不可辭也。謹叙大要曰、先生諱宗成、字士章、称讓藏。豊山其号。姓前田氏。家世事于邑主種子島氏。考諱宗恭、号紫洲、以文学著。妣上妻氏。先生幼受家学。既長師事藩儒宮内先生。与重野成齋兒玉天雨諸老為友。又習武技、尤精砲術。然亦遂以文学著。蓋其学宗程朱、以躬踐為帰。德行可伝者甚多、而其最大者三。曰、事主尽忠。文久間、邑主幼、太夫人視事、擢先生為側用人、職兼師傅。先生輔導匡救、知無不言。嘗忤太夫人旨。讒者乘之、禁錮于家、將謫遠島。其友救解見赦、尋為室老。明治維新、旧主遷居鹿児島。先生每過旧城門、脱帽致敬。至老未嘗忘。旧主家道中落、大故相踵。遺孤守時君、年僅六歲、茕茕無所依。先生慨然謂衆曰、我輩受恩深厚、豈可傍觀。衆皆翕忼、迎守時君於旧邑、鞠育教養、俾以成立。又与衆協力、治其貲產。拮据多年、家計稍裕。三十三年、守時君列華族授男爵。南島名家於是復興者、实先生之力也。曰、執義衛道。明治初、本藩置各邑常備兵。先生為砲隊長、亡何罷去。七年、抨鄉校教授、尋為監事。先生乃以教育自任、設支校、開夜学、以忠孝節義淬励子弟、教学大振。十年、私学校乱起、鄉校師生亦多与焉。先生堅持大義、唱說正論。党

人忌之、或告将来襲。先生不為動、毅然講經。自乱起後、薩隅日三州之学皆廢、而講誦之声終始不絕者、独有我鄉校而已。曰、興學育英。既而鄉校改為小学。先生以謂、子弟進修、不可無中学。十一年、請官創立准中学、後称公立種子島学校。先生視校長事。三十年歿。先生乃改為私立、勸郡中三村補助資金。捐俸督校務、辛苦經營七八年而亦廢。時先生既老而失明、猶以世道人心為念、設弘道会、聚徒講学。其專精教育数十年如一日、巋然為一鄉師表。前後受業者不可勝數。随材成就、多文武立身者。四方士人遊我鄉者、必造門請益。肥前老儒楠本碩水、聞其名寄書訂交。其為世所重如此。是以県官屢加賞賜。日本教育会亦贈銀章。至三十六年／朝廷賜藍綬褒章。鄉人皆榮之。先生為人溫厚篤美、孝友出于天性。居考妣喪、哀毀動人。有一女兄、終身不嫁、事之如母。接人謙和、善善如已有之、而惡惡不假。然不甚厲声色。淡于榮利。旧友多官于朝、人或勸仕、輒曰、居鄉甚樂。平生不事著述。顧乃好詩歌、兼善書。每遇良辰、与子弟出遊詠歸。失明後、配河内氏亡。独居山廬、蕭然度日、絕無憂悶態。諸如此類亦皆可伝者也。大正二年八月、彥帰郷省謁。臨別先生託以女孫。又見示詩歌各一首。詩言永護彝倫之志。其歌則曾子啓手足之意。如不見容焉者。越九月二日、俄逝。享寿八十三。葬于豊之山塋次。無子。養從姪幸麿為

嗣。銘曰、海島之中、有斐君子、師道維尊、敬以修己、明倫自任、學尚踐履、德行昭昭、儀刑鄉里、先生而在、人人知恥、誰適與謀、今也亡矣、貞珉不磨、銘不溢美、世路多岐、規斯芳軌。

大正十二年十一月

宮内省御用掛正五位文学博士受

業門人西村時彦撰／

陸軍中將從三位勳二等功三級受

業門人河内礼藏書／

【書き下し文】 豊山先生歿するの十年、熊毛郡教育会石を樹てて徳を紀し、以て不朽を図らんとして、彦に文を属す。彦 疏戚にして弟子の列に在るを以て、誼として辭すべからざるなり。謹しんで大要を叙べて曰はく、先生 謹は宗成、字は士章、讓藏と称す。豊山は其の号なり。姓は前田氏。家は世よ邑主・種子島氏に事ふ。考諱は宗恭、号は紫洲、文学を以て著る。妣は上妻氏なり。先生幼にして家学を受く。既に長じて藩儒・宮内先生に師事す。重野成斎・兒玉天雨の諸老と友為り。又た武技を習ひ、尤も砲術に精し。然れども亦た遂に文学を以て著はる。蓋し其の学程朱を宗とし、躬践を以て帰と為す。徳行の伝ふべき者甚だ多くして、其の最も大なる者三あり。曰はく、主に事ふるに忠を尽くす。文久の間、

邑主幼くして、太夫人 事を見るに、先生を擢きて側用人と為し、職 師傅を兼ぬ。先生 輔導匡救するに、知りて言はざる無し。嘗て太夫人の旨に忤ふ。讒る者之に乗じて、家に禁錮せられ、將に遠島に謫せられんとす。其の友 救解して赦され、尋いで室老と為る。明治維新に、旧主 居を鹿児島に遷す。先生旧城の門を過ぐる毎に、脱帽して敬を致す。老に至るまで未だ嘗て怠らず。旧主の家道中落し、大故 相ひ踵ぐ⁽⁶⁾。遺孤守時君、年僅に六歳、煢煢として依る所無し。先生慨然として衆に謂ひて曰はく、「我が輩 恩を受くること深厚、豈に傍観すべけんや」と。衆皆翕応し、守時君を旧邑に迎へ、鞠育教養して、以て成立せしむ。又た衆と協力して、其の貲産を治む。拮据すること多年、家計稍く裕かなり。三十年、守時君 華族に列せられ男爵を授かる。南島の名家 是に於て復興するは、實に先生の力なり。曰はく、義を執り道を衛る。明治の初め、本藩 各邑に常備兵を置く。先生 砲隊長と為るも、亡何くして罷め去る。七年、郷校教授を拜し、尋いで監事と為る。先生乃ち教育を以て自ら任じ、支校を設け、夜学を開き、忠孝節義を以て子弟を淬励して、教學大いに振ふ。十年、私学校の乱起き⁽⁷⁾、郷校の師生も亦た多く焉に与る。先生 大義を堅持し、正論を唱説す。党人 之を忌み、或るひと將に

來襲せんとすと告ぐ。先生 為に動ぜず、毅然として經を講ず。乱の起るより後、薩・隅・日三州の学 皆廢せらるるも、講誦の声終始絶へざるは、独り我が郷校有るのみ。曰はく、学を興し英を育む。既にして郷校改まりて小学と為る。先生以て謂へらく、子弟進修するに、中學無かるべからずと。十一年、官に請ひて准中学を創立し、後 公立種子島学校と称す⁽⁸⁾。先生 校長の事を見る。三十年に廢せらる。先生乃ち改めて私立と為し、郡中の三村に資金を補助するを勧む。俸を捐てて校務を督し、辛苦して經營すること七・八年にして亦た廢せらる。時に先生既に老いて明を失ふも、猶ほ世道人心を以て念と為し、弘道会を設け、徒を聚めて学を講ず。其の教育に専精なること数十年にして一日の如く、歸然として一郷の師表為り。前後の受業者は勝げて數ふべからず。材に隨ひて成就し、文武もて身を立つる者多し。四方の士人の我が郷に遊ぶ者、必ず門に造りて益を請ふ。肥前の老儒・楠本碩水、其の名を聞きて書を寄せて交はりを訂む。其の世の重んずる所と為ること此くの如し。是を以て県官屢しば賞賜を加ふ。大日本教育会も亦た銀章を贈る。三十六年に至り 朝廷 藍綬褒章を賜ふ。郷人皆之を榮とす。先生 人と為り温厚篤実、孝友 天性に出づ。考妣の喪に居るに、哀毀すること人を動かす。一女兒有り、

終身嫁せざるに、之に事ふること母の如くす。人に接するに謙和、善を善として己に之有るが如くして、惡を惡として仮さず。然れども甚だしくは声色を厲しくせず。榮利に淡し。旧友 朝に官ふるもの多く、人仕を勧むること或るに、輒ち曰はく、「郷に居ること甚だ樂し」と。平生 著述を事とせず。顧つて乃ち詩歌を好み、兼ねて書を善くす。良辰に遇ふ毎に、子弟と出遊して詠じて帰る。失明して後、配・河内氏亡し。独り山齋に居り、蕭然として日を度すに、絶えて憂悶の態無し。諸もろの此くの如き類も亦た皆伝ふべき者なり。大正二年八月、彦郷に帰りて省謁す。別れに臨みて先生 託すに女孫を以てす。又た詩歌各一首を見示す。詩は永く彝倫を護るの志を言ふ。其の歌は則ち曾子 手足を啓くの意なり。容れられざる者の如し。越えて九月二日、俄かに逝く。享寿八十三。豊之山の塋次に葬す。子無し。従姪・幸磨を養ひて嗣と為す。銘に曰はく、「海島の中、斐なる君子有り、師道 維れ尊く、敬して以て己を修め、明倫もて自ら任ず、学は踐履を尚び、德行は昭昭として、郷里に儀刑たり、先生にして在すに、人人 恥を知る、誰か適きて与に謀らんとするも、今や亡し、貞珉 磨せず、銘溢美ならず、世路 多岐なるも、斯の芳軌を視よ」と。

二 『遺集』・『碩園文稿』の豊山前田先生 紀徳碑

豊山前田先生紀徳碑に刻まれた最終的な碑文について、『遺集』所収の碑文と比較するならば、両者は全体的には概ね同一であるが、以下の六箇所に字句の異同が認められる。

- ① 最終版に「属彦文」とあるところが、『遺集』には「馳書東京属彦文」（書を東京に馳せて彦に文を属す）とある。
- ② 最終版に「先生幼受家学」とあるところが、『遺集』には「先生自幼受家学」とある。「先生自幼受家学」（先生幼より家学を受け）とある。
- ③ 最終版に「郷校師生亦多与焉」とあるところが、『遺集』には「郷校師生亦多与之」（郷校師生亦た多く焉に与かる）とある。
- ④ 最終版に「三十年廢」とあるところが、『遺集』には「三十年公立廢」（三十年にして公立廢せらる）とある。
- ⑤ 最終版に「居考妣喪」とあるところが、『遺集』には「父母喪」（父母の喪に居る）とある。

⑥ 最終版の末尾には「大正十二年十一月」とあるが、『遺集』には題の下に「癸亥九月」とある。¹⁰⁾

従つて、鉄砲伝来紀功碑と同様、豊山前田先生紀徳碑の場合も、『遺集』に収録されているのはその最終版ではない。このことは、⑥から分かる通り、最終版は大正十二年（一九二三）十一月に執筆されたものであるのに對して、『遺集』には「癸亥九月」、すなわち同年九月に執筆されたものが収録されていることからも明らかである。上述の六箇所の字句の異同は、おそらく同年九月から十一月までの間に加えられた修正によつて生じたと考えられる。

それでは、『遺集』に収録された碑文は如何なるものであったのだろうか。この点については、鉄砲伝来紀功碑同様、やはり大阪大学附属総合図書館懷德堂文庫所蔵の『碩園文稿』の第十三巻が手がかりとなる。¹¹⁾同巻には、豊山前田先生紀徳碑の草稿六種類が収録されており、この草稿群は、豊山前田先生紀徳碑の成立過程と『遺集』との関係とを解明する上で重要である。

同巻は、版心に「景社文稿」と印刷された原稿用紙を使用した表紙と目次とが附されており、表紙には「碩園癸亥文稿」との外題と「大正十二年 時年五十九」との

識語が、いずれも天図の自筆により打付け書きされていて⁽¹²⁾（写真3）。同巻には、天図の亡くなる前年にあたる大正十二年（一九二三）に執筆された草稿が収録されている。目次には、収録されている合計三十三種の草稿の名称と執筆された月とが列記されており、豊山前田先生紀徳碑は二十七番目に、九月に執筆されたものとして記載されている⁽¹³⁾（写真4）。目次には特に記述されていないが、同巻の本文には、豊山前田先生紀徳碑の六種類もの草稿が収録されている。検討の都合上、以下では便宜的に、綴られている順に従つて先頭からA稿・B稿・C稿・D稿・E稿・F稿と呼ぶこととする。

A～F稿は、いずれも無地の紙が使用されているのだが、注目すべきは、その本文が基本的に同一であるという点である。すなわち、各稿の本文はいずれも謄写版により印刷されたもので、各稿にはその同一の本文に対し、字句の修正を含む様々な書き込みが朱筆・墨筆により多数加えられている。印刷された本文は、毎半葉十行、一行二十字、末尾には「西村時彦初稿」・「大正」とも印刷されている。なお、B・E・F稿の本文には墨筆によつて書き込まれた、同内容の修正が五箇所に認められるが、C・D稿にはそうした墨筆による本文の修正は認められない。A稿については、五箇所のうちの四箇所の修正が



写真4 「碩園文稿」卷十三目次第一葉表

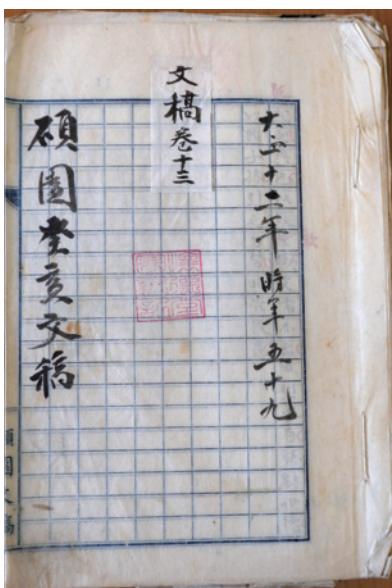


写真3 「碩園文稿」卷十三 表紙

朱筆により書き込まれている。この点については後述する。

A-F稿の印刷された「初稿」の本文は、以下の通りである。

豊山前田先生紀徳碑

豊山先生歿之十年熊毛郡教育会樹石紀徳以団不朽馳書東京屬彦文彦以疏戚在弟子之列誼不可辭也先生諱宗成字士章称讓藏豐山其号姓前田氏家世事于邑主種子島氏考諱宗恭号紫洲以文学著妣上妻氏先生自幼受家学既長師事藩儒宮内先生与重野成齋兒玉天雨諸氏同学又習武技尤精砲術然亦遂以文学著蓋其学宗程朱以躬践為帰徳行可伝者甚多而其最大者三曰事主尽忠文久間種子島氏主幼太夫人視事擢先生為側用人職兼師傅先生輔導匡救知無不言嘗忤太夫人旨讒者乘之禁錮于家將謫遠島其友救解見赦尋為室老明治維新旧主遷居鹿児島先生每過旧城門下脫帽致敬人雖不知而至老未嘗忘旧主家道中落大故相踵有一孤兒曰守時君年僅六歲茕然無所依先生慨然謂衆曰我輩受恩深厚豈可傍觀衆皆翕応迎守時君於旧邑鞠育教養俾以成立又与衆人協心力治貲產拮据多年家計稍裕三十三年守時君列華族授男爵南島名家於是復興者实先生之力也曰執義衛道明治初本藩置各邑常備兵先生為砲隊長以非其志罷去七年拝鄉校教

授尋為監事先生乃以教育自任設支校開夜学尤用心忠孝節義之教誘有方學風大振十年私学校乱起鄉校師生亦多与之先生堅持大義唱說正論党人忌之或伝将来襲先生不為動毅然講經干戈騷擾間自乱起後薩隅日三州之学皆廢而講誦之声終始不絕者独有我鄉校而已曰興教育英既而鄉校改為小学先生以謂子弟進修不可無中学十一年請官創立准中學後称公立種子島学校先生視校長事三十年公立廢先生乃改為私立勸郡中三村補助資金捐俸督校務辛苦經營七八年而亦廢時先生失明家居猶以世道人心為念設弘道會聚徒講學其專精教育數十年如一日巋然為一鄉師表前後受業者不可勝數人材輩出文武立身者多四方士人遊我鄉者必叩門受益肥前老儒楠本碩水聞其名寄書訂交其為世所重亦如此是以県官屢加賞賜大日本教育會亦贈銀章三十六年朝廷賜藍綬褒章先生固不以毀譽介于懷而鄉人皆榮之先生為人溫厚篤實孝友出于天性居父母喪哀毀骨立有一女兒終身不嫁事之如母接人謙和善善如已有之而惡惡不仮然不甚厲声色淡于榮利旧友多官于朝人或勸仕輒對曰居鄉甚樂平生不事著述顧乃好詩歌兼善書每遇良辰与子弟出遊詠歸失明後吟哦度日絕無憂悶態配河内氏先亡無子養從姪幸磨為嗣晚年知其失田產曰我失教矣後不復言諸如此類亦皆可伝者也大正二年八月彦帰郷省謁臨別先生託以女孫又見示詩歌各一首詩言永護彝倫之志其歌則曾子啓手足之意如不見容焉者彦心

窃以懼越九月二日無病而逝享寿八十三葬于豊之山塋次鳴呼觀其考終可以知其人居銘曰

海島之中有斐君子師道維尊敬以修己明倫自任學尚踐履德行昭昭儀刑鄉里先生而在人人知恥誰適与謀今也亡矣貞珉不磨銘不溢美世路多岐視斯芳軌

大正

西村時彦初稿

結論から言えば、六種類のうちのB～F稿は、天囚から印刷された「初稿」を送付されて批正を求められた五人が、求めに応じて各自意見を書き入れて天囚に返送したものである。各稿の末尾にはそれぞれに書き込みを行つた人物の署名があり、B稿は瀧川亀太郎（署名は「資言」）、C稿は内藤虎次郎（同「虎」）、D稿は狩野直喜（同「直喜」）、E稿は日下寛（同「寛」）、F稿は安井小太郎（同「朝康」）が書き込みを加えたことが確認できる。これに對してA稿は、天囚がこの五人の意見を踏まえ、かつ自ら新たに修正を加えて「定稿」として定めたものである。このことは、A稿の第一葉表に「定稿」と朱書されていること、B～F稿のような末尾の署名が認められないこと、また詳しくは後述する通り、A稿の本文に対しても書き込まれた修正の内容は、ほとんどがB～F稿に書き込

まれている修正意見の中に合致するものを見出すことができる」とから確認できると考えられる。

なお、先に触れたように、B稿・E稿・F稿の本文には、以下の五箇所に同一内容の修正が墨筆により加えられている。それらはすべて同筆と見られる。

①第一葉裏二行目の「時先生失明」の「先生」と「失明」との間に、墨筆で「既老而」を挿入している。

②第二葉裏二行目の「失明」の下の「家居」に、B稿・E稿は連続する墨線を上書きして、F稿は各文字にそれぞれ墨筆の圈点を上書きして削除している。

③第三葉表四行目「失明後」の下の「吟哦」に、連続する墨線を上書きして削除し、その箇所に墨筆で「配河内氏亡独居山齋蕭然」を挿入している。

④第三葉表四行目「度日」と「絶無憂悶態」との間に、墨筆で「而」字を挿入している。

⑤第三葉表四行目「絶無憂悶態」の下の「配河内氏先亡無子養從姪幸麿為嗣晩年知其失田産曰我失教矣後不復言」に、連続する墨線を上書きして削除している。

C稿とD稿とには、こうした墨筆の本文の修正は加えられていない。このことから、天囚は内藤と狩野とに対

しては、謄写版で印刷した「初稿」をそのまま送ったが、瀧川・日下・安井には、印刷した「初稿」に墨筆による修正を五箇所加えたものを送ったと考えられる。このため、以下では、墨筆による五箇所の修正が加えられる前のC稿・D稿を「初稿ア」、修正が加えられた後のB稿・E稿・F稿を「初稿イ」と呼ぶこととする。なお、A稿においては、後述するように右に挙げた修正のうち④を除く四箇所に同内容の朱筆の修正が加えられている。

それでは、「初稿ア」・「初稿イ」に對して内藤・狩野・瀧川・日下・安井の五人がどのような書き込みをそれぞれに加えたのか、以下詳しく検討する。

三 内藤虎次郎と狩野直喜の批正

本章では、「初稿ア」に對して内藤と狩野とが書き込みを加えているC稿・D稿について検討する。先ず内藤のC稿についてであるが、C稿には、印刷された本文に朱筆の圈点で句点が施されており、また同じく朱筆の点及び圈点で本文の一部に傍点が附されている（写真5・6）。加えて、鶯頭にすべて朱筆で書き込みが認められる。以下、内藤の書き込みに番号を附して示し、書き込みの対象となつた本文の箇所を続けて（）内に示す。なお、

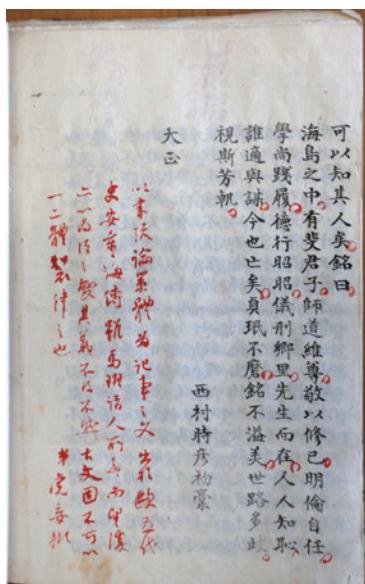


写真6 C稿 (内藤) 第三葉裏

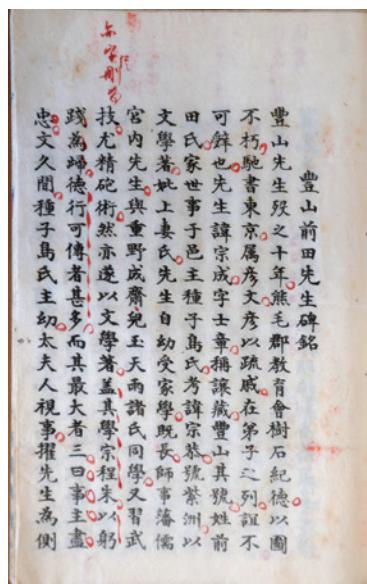


写真5 C稿 (内藤) 第一葉表

以下本文や書き込みを引用する際は、漢字をすべて通行の字体に改め、適宜句読点・カギ括弧を補つた。また、書き込みの意図など、特に補足の説明が必要と判断した場合は、その説明を「：」に続けて記した。

- ①「亦」字従刪、如何。（第一葉表本文七行目「然亦遂以文学著」）
- ②「怠」下加「也」字、如何。（第一葉裏四行目「至老未嘗怠」）
- ③「以」字作「至」、如何。（同七行目「俾以成立」）
- ④「於是」作「幾絕」、如何。（同九行目「南島名家於是復興者」）
- ⑤「亦如此」之「亦」字、「是以」二字刪、如何。（第二葉裏六行目「其為世所重亦如此是以県官屢加賞賜」）
- ⑥「皆」字作「奚不」、如何。（同八行目「鄉人皆榮之」）
- ⑦「居鄉甚樂」作「不如居鄉之樂也」、如何。（第三葉表二行目）
- ⑧「後不復言」作「無復他言」、如何。（同六行目）
- ⑨以書疏論策体為記事之文、出於歐五代史安重誨伝。雖馬班諸人所無而望溪亦以為法之变、其義不得不然。古文固不可以二二体製律之也。弟虎妄批（末尾）

内藤による書き込みのうち、末尾の⑨「書疏論策の体を以て記事の文と為すは、歐の『五代史』安重誨伝より出づ。馬・班諸人に無き所にして、望溪も亦た以て法の変にして其の義然らざるを得ずと為すと雖も、古文固より一・二の体を以て之を製律すべからざるなり。弟虎妄批」は、碑文全体に対するコメントである。⁽¹⁴⁾ ①～⑧は字句の修正の提案であるが、この中で天囚によつて採用されたと見なすことができるものは、僅かに⑤の中の「亦」字の削除のみであり、他の提案はいずれも採用されていない。

後述するように、天囚は他の四人が提案した字句の修正についても、その一部を採用するに止まり、批正者の意見に全面的に従つてはいないが、一旦は採用しなかつた意見を後に改めて採用した箇所もある。天囚は批正者の意見を決して軽んじてはおらず、従うべきと判断した意見には素直に従う真摯な姿勢で、信頼する五人に率直な意見を求めたと理解するのが妥当と考えられる。

続いて、狩野が書き込みを加えたD稿について検討する（写真7・8）。D稿において、狩野は本文に墨筆の圈点で句点を施しており、また同じく墨筆で以下の通り書き込みをしている。

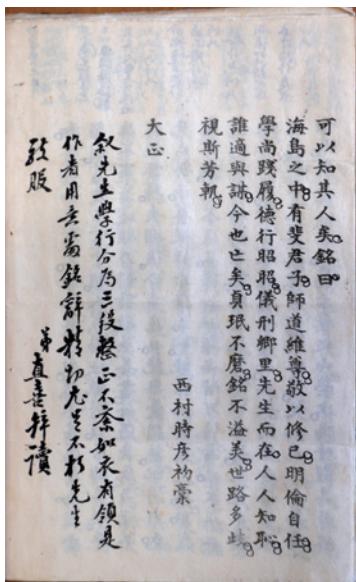


写真8 D稿 (狩野) 第三葉裏



写真7 D稿 (狩野) 第一葉表

- ①「先生」上、加「謹案」二字、何如。（第一葉表本文三行目「先生諱宗成」）
- ②刪「自」字、何如。（同五行目「先生自幼受家學」）
- ③「諸氏」、改作「諸老」。作「先生」亦可。（同六行目「与重野成齋兒玉天雨諸氏同學」）
- ④刪「然亦」以下八字、何如。（同七行目「然亦遂以文学著。蓋」）
- ⑤「脫帽致敬」、足徵先生忠厚。然茲不必叙。以「遷居鹿兒島」一句、直接「家道中落」、何如。（第一葉裏三行目「明治維新遷居鹿兒島」家道中落）
- ⑥「家道中落」上、加「未幾」二字、何如。（同四行目）
- ⑦「恩」上、加「主」、何如。（同六行目「吾輩受恩深厚」）
- ⑧「尤用心忠孝節義之教」、改作「以忠孝節義淬勵士子」、何如。（第二葉表二行目）
- ⑨「之學」、改作「學校」、何如。（同六行目「薩隅日三州之學皆廢」）
- ⑩「先生視校長事」、改作「而先生為之長」、何如。（同九行目）
- ⑪「捐俸」、改作「又自捐其俸」、刪「督校務」三字、何如。（第二葉裏一行目「捐俸督校務」）
- ⑫「文武」上、加「多以」二字、刪「者多」二字、何如。（同四行目「文武立身者多」）

- (13) 「必」上、加「亦」字。(同五行目「必叩問受益」)
- (14) 刪「亦」字。(同六行目「其為世所重亦如此」)
- (15) 「是以」以下、改作「先是先生学行屢為県官所錄、大日本教育会亦贈銀章、至三十六年朝廷乃有藍綬褒章之賜」、何如。(同六行目「是以県官屢加賞賜、賜藍綬褒章」)
- (16) 刪「先生固不以毀譽介于懷」一句、改「而」。(同八行目)
- (17) 「鄉人皆榮之」^(ママ)六字、作「鄉人榮之」、何如。(同八行目)
- (18) 「然不甚厲声色」下加「循循教誨至其人痛責改過而止」一句、何如。(第三葉表一行目)
- (19) 「吟哦度日」改作「猶不廢吟哦」、何如。(同四行目)
- (20) 「慾」作「色」、何如。(同四行目「絕無憂悶慾」)
- (21) 刪「諸如此類」四字。(同六行目)
- (22) 「亦皆」改作「是亦」、何如。(同六行目「亦皆可伝者也」)
- (23) 叙先生学行分為三段、整正不紊、如衣有領、是作者用意處、銘辭精切、尤足不朽先生。敬服。弟直喜拝讀(末尾)

以上の書き込みのうち、(14)は行間に、(23)は末尾の余白に、他はすべて鼈頭に記されている。末尾の(23)「叙先生学行分為三段整正不紊、如衣有領、是作者用意處、銘辭

精切、尤足不朽先生。敬服_{弟直喜拝讀}」(先生の学行を叙述するに分かちて三段と為すこと、整正にして紊れざること、衣の領有るが如し。是れ作者の意を用いる処なり。銘辞は精切、尤も先生を朽せざるに足る。敬服す。弟直喜拝讀)は、碑文全体についての狩野のコメントであり、他はすべて字句の修正の提案である。

狩野の提案した字句の修正の中では、(2) (3) (14)は天囚によつて最終版に採用されている。またその他に、天囚が狩野の提案を部分的に採用したと見なすことのできる箇所がある。すなわち、(1)は、狩野の「謹案」の語の挿入提案を受け入れた上で、天囚は「謹案」を「謹叙大要曰」に改めて挿入している。(8)は、狩野の提案した「以忠孝節義淬励」への修正を採用し、続く語の中の「士子」のみ天囚は「子弟」に改めている。(12)は、狩野の提案を基本上には採用しつつも、「者」字の削除についてのみは従つていらない。(15)は、「三十六年」の前に「至」字を挿入する点を採用し、他の修正については従つていらない。(16)は、「先生固不以毀譽介于懷」の一句の削除を採用しているが、その箇所に「而」字を挿入する点は従つていない。

残る(4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (13) (17) (18) (19) (20) (21) (22)は、天囚はいずれも提案を採用していない。内藤の場合と同様、狩野によ

る字句の修正提案もその半数以上が採用されなかつたのである。

四 瀧川亀太郎の批正

続いて、「初稿イ」に対して書き込みを加えているB・E・F稿を検討する。先ず瀧川亀太郎のB稿についてである（写真9・10）。B稿においては、前述の「初稿ア」の本文に対し加えられている五箇所の墨筆の修正の他に、本文に朱筆の圈点で句点が施され、また本文の一部には傍点が、朱筆の点、もしくは圈点で附されている。その他に、朱筆による多数の書き込みが鼈頭などの空白部分、及び行間に記されている。それらの書き込みは、朱筆で記された上に、その中の字句を修正するため墨筆による修正を加えた箇所を除き、すべて瀧川が朱筆で記したものである。

瀧川による書き込みは、以下の通りである。

- ①「歿」（第一葉表本文一行目「歿」の右横）：異体字についての指摘。
- ②「辞」不必従受。古書可徵。（同本文三行目「不可辞也」）
天囚が「辞」字の異体字として「辯」を用いたこと

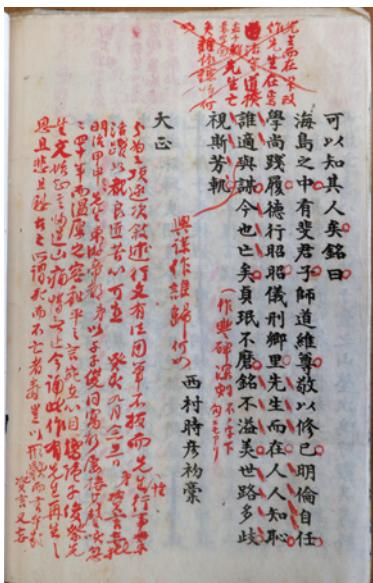


写真10 B稿 (瀧川) 第三葉裏

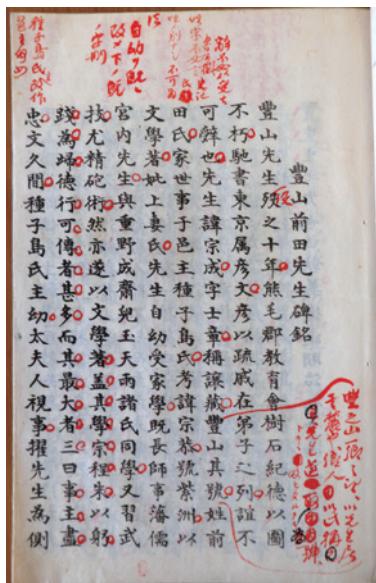


写真9 B稿 (瀧川) 第一葉表

とについて、その必要がないことを指摘。

③ 豊之山一郷之望、以先生居其麓也、郷人以此称、先生遂取為号、トキ、及ヒタルカ? (同本文三行目「豊山其号」)

④ 姓字不必言。史記氏姓ノ別ナシ。不可為法。(同本文三行目「姓前田氏」)

⑤ 「自幼」ヲ「既」ニ改メ下ノ「既」ノ字刪。(同本文五行目「先生自幼受家学」)

⑥ 「種子島氏主」、改作「邑主」、何如。(同本文九行目)

⑦ 「旧主」、作「邑主」(第一葉裏三行目「旧主遷居鹿児島」)

⑧ 「遇」下「旧」字刪。¹⁵⁾(同三行目「先生每過旧城門下」)

⑨ 「門下」、「下」字刪。(同)

⑩ 「人雖不知而」五字、刪。(同四行目)

⑪ 「有一孤兒曰」五字作「遺孤」二字、何如。(同五行目)

⑫ 「与衆人協心力治貲産」、作「与衆胥謀治其貲産」、何如。(同八行目)

⑬ 「之教」二字刪。(第二葉表二行目「尤用心忠孝節義之教」)

⑭ 「學風」、作「教學」。(同三行目「學風大振」)

⑮ 「後」字刪、何如。(同六行目「自亂起後」)

⑯ 「公立」二字、刪。(同十行目「三十年公立廢」)

⑰ 「乃改為私立」五字ヲ刪リ下ニ移ス(同十行目)

⑯ 「資金」ノ下ニ「改為私立」ノ四字ヲ□(移?)ス(第

二葉裏一行目「三村補助資金」)

⑰ 「董事」ナトニテハ(同一行目「捐俸督公務」)の「督公務」の左横)

⑲ 二字刪、何如。(同一行目「辛苦經營」の「辛苦」の右横)

⑳ 二字刪、何如。(同一行目「辛苦經營」の「辛苦」の右横)

㉑ 「殫」。(同三行目「其專精教育」の「專」の右横)

㉒ 「赫然為」郷師表七字、「人材輩出」四字刪。(同三行目)

㉓ 「頗」(同四行目「文武立身者多」)の「者」字と「多」字との右横) : 「頗」字を挿入。

㉔ 「請」。(同五行目「叩門受益」の「受」の右横)

㉕ 「重」下「亦」字、刪。(同六行目「其為世所重亦如此」)

㉖ 「是以」二字、刪。(同六行目「是以」)

㉗ 「県官」以下、改作「三十六年朝廷賜藍綬褒章表之。

大日教育会贈以銀章。鹿児島県亦屢加賞賜。」、何如。

(同七行目「県官屢加賞賜、大日本教育会亦贈銀章、

三十六年朝廷賜藍綬褒章」)

㉘ 「先生不^マ固以毀譽」二句割愛、何如。下文ニモ「淡于

榮利」トアリ(同八行目「先生固不以毀譽介于懷」)

㉙ 「對」字、刪。(第三葉表二行目「輒對曰」)

㉚ 「平生」以下八字、刪。(同二行目「平生不事著作」)

〔31〕「兼善書」、作「善筆札」。（同三行目）

〔32〕「与謀」、作「誰歸」、何如。（第三葉裏四行目「誰適与謀」）

〔33〕作「豊碑深刻」。「不」ノ字下句ニモアリ（同三行目「貞珉不磨」の左側）

〔34〕分為三項、逐次叙述、行文有法、用筆不拔、而先生

性行事業活躍、如睹、良匠苦心可想。癸亥九月念

三日 第資言妄批／（末尾右側）

〔35〕明治甲申、先生東游帝都弟以与子俊同写。故屢接其贅

咳。忽々四十年而溫厚之容和平之言、宛在心目。嚮

讀子俊祭先生文、始□其帰道山、痛惜無止。今誦此作、有先生再生之思、且悲且慰。古之所謂死而不亡者寿。豈以形骸而言乎哉。資言又妄。（末尾左側）

舍で初めて出会い、東京大学の古典講習科の同期生となつて以来、終生友人であった。¹⁶このため、瀧川は若い頃から豊山のことを、天囚の口から聞き及んでいたと思われる。豊山の号の由来も、そうした天囚からの情報に基づいている可能性が高いように思われる。

また〔35〕において瀧川は、時期についてはクエスチョンマークを附しつつも、「甲申」の年に上京した豊山と会い、「屢しば其の贅咳に接」したこと、そのため四十年後も豊山の「温厚の容・和平の言」が「宛も心目に在」と述べている。「甲申」が正しいとすれば明治十七年（一八八四）で、天囚と瀧川とが古典講習科の学生であった時期ということになる。もつとも、後醍醐良正『西村天囚伝』（朝日新聞社社史編修室、一九六七年）には、豊山が明治三十二年（一八九九）に上京し、その折りに天囚が家族とともに豊山を鎌倉や水戸などへ案内したことについて非常に詳しく述べているが、天囚が古典講習科の学生であった時期に豊山が上京したことについては記述がない。

しかし、天囚が古典講習科の学生であった時期に記した草稿類を収録している、懷德堂文庫所蔵の『碩園文稿』卷一には、「送前田豊山先生叙」が収められており、この文章は「乙酉四月」、すなわち明治十八年（一八八五）

瀧川のB稿は、五人の中でも最も書き込みが多い。その中の①・②は用いられた漢字の字体についての指摘、③は豊山の号についてのいわば確認、末尾の〔34〕〔35〕は碑文全体についての瀧川のコメントである。これらを除いた残りの三十余りの書き込みは、すべて字句の修正に関する提案である。

中でも興味深いのは〔3〕・〔35〕のコメントである。天囚と瀧川とは、明治十五年（一八八二）に島田篁村の双桂精

四月に「先生來京」(先生京に來たり)とある。このため、甲申の年ではなく、その翌年の「乙酉」、すなわち明治十八年(一八八五)に豊山が上京し、天囚と会っていたことは確実と考えられる。おそらく瀧川はその時に天囚とともに豊山と会っており、だからこそ天囚の碑文の草稿を読んで「先生再生の思有りて、且つ悲しみ且つ慰む」との感慨を抱いたと考えられる。¹⁴⁾

さて、瀧川の提案した字句の修正の中では、天囚によつてそのまま碑文に採用されているものは⑥⑨⑩⑪⑭⑯⑯²⁴⁾⑤⑦⑧⑯⑯⑯⑯²⁵⁾⑯²⁶⁾である。また⑫⑯²²⁾については、部分的に採用されたと見なすことができると思われる。すなわち、⑫は「又与衆人協心力、治質産」を「又与衆胥謀、治其質産」に修正する瀧川の提案に対し、天囚は基本的に提案を受け入れ、その上で「胥謀」の箇所を「協力」に改めたと見られる。⑯²³⁾は狩野の提案した「以忠孝節義淬励」への修正と重複するが、「之教」の二字を削除する瀧川の提案が採用されたとしてよからう。⑯²²⁾の「歸然為一鄉師」の七字を削除する提案は採用されなかつたが、「人材輩出」の四字を削るようとの瀧川の提案を天囚は受け入れ、その箇所に新たに「隨材成就」の句を挿入したと考えられる。

⑯²⁸⁾「先生固不以毀譽介于懷」に関する提案は、この箇

所が碑文に存在しないために除外するとしても、他の④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑯²⁹⁾⑯³⁰⁾⑯³¹⁾⑯³²⁾⑯³³⁾の提案はいずれも採用されていない。瀧川は内藤・狩野よりも多くの修正を提案しているのだが、天囚が採用したのは、部分的な採用を含めてもやはりその半数以下であつたのである。

五 日下寛と安井小太郎の批正

次に、日下寛(勺水)が「初稿イ」に対し書き込みを加えたE稿について検討する(写真11・12)。E稿においては、前述の墨筆による五箇所の本文の修正の他、

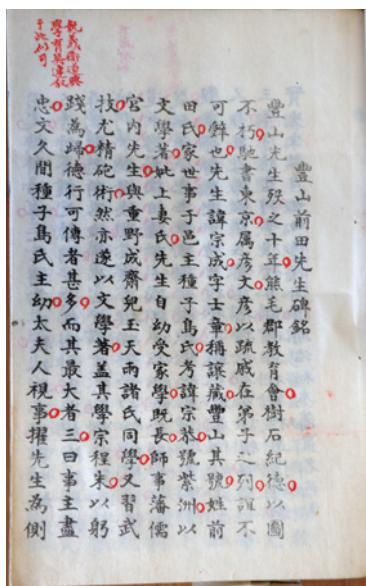


写真11 E稿(日下) 第一葉表

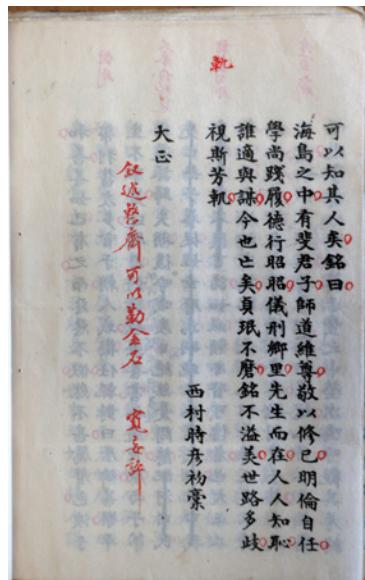


写真12 E稿 (日下) 第三葉裏

- 本文に朱筆の圈点で句点が、また同じく朱筆の傍点・傍線が一部に施されており、更にすべて朱筆で鼈頭及び末尾に書き込みがなされている。朱筆のみが日下による書き込みであろう。その内容は、以下の通りである。
- ①「執義衛道」与「興學育英」連叙于此、似可。(第一葉表本文八行目「徳行可伝者甚多、而其最大者三。曰、事主尽忠」)
 - ②「下」、刪、何如。(第一葉裏四行目「每過旧城門下」)
 - ③「干戈」五字、刪、何如。(第二葉表五行目「干戈騒擾間」)

- ④「対」、刪。(第三葉表二行目「輒対曰」)
- ⑤不舉前配、何也。(同六行目墨筆で挿入された「配河内氏亡」)
- ⑥「諸如此」句、刪。(同六行目「諸如此亦皆可伝者也」)
- ⑦「彦」一句、亦刪。(同九行目「彦心窃以懼」)
- ⑧「軌」。(第三葉裏五行目「軌」)
- ⑨叙述整齊、可以勒金石。寛妄評(末尾)

末尾の⑨は、碑文全体に対するコメントで、⑧は漢字の字形についての指摘である。他の七箇所が字句の修正或いは加筆についての提案や意見だが、その日下の提案した字句の修正の中で、天囚によつてそのまま碑文に採用されているのは③④⑦、採用されていないのが①②⑤⑥である。日下の書き込みは瀧川や狩野より少なく、内藤の書き込みとほぼ同数だが、日下の修正提案の半数近くを天囚が採用した点は興味深い。

統いて、安井小太郎が「初稿イ」に対して書き込みを加えたF稿について検討する(写真13・14)。F稿においては、前述の墨筆による本文の修正以外に、本文に朱筆で本文の一部に傍点が附され、またやはり朱筆で鼈頭と末尾とに書き込みがなされている。句点は施されていない。安井による書き込みは朱筆の部分と見られる。そ

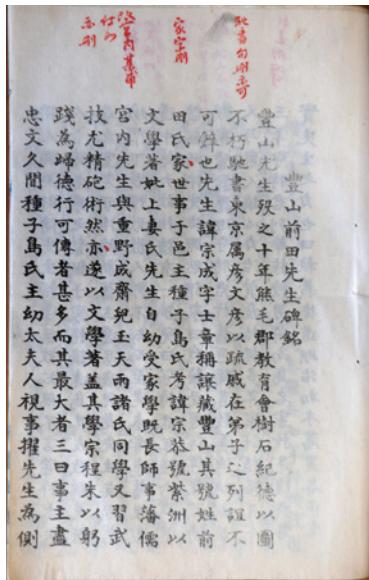


写真14 F稿（安井）第三葉裏

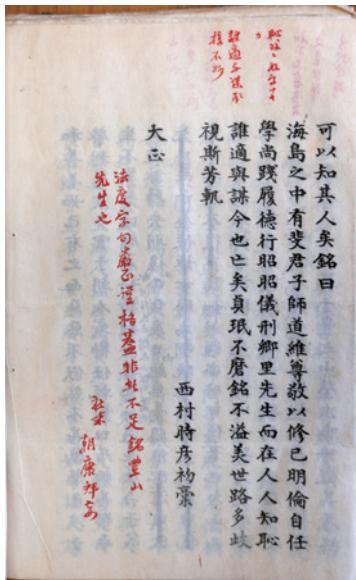


写真13 F稿（安井）第一葉表

の内容は、以下の通りである。

- ①「馳書」句刪、亦可。（第一葉表本文二行目）

②「家」字、刪。（同本文四行目「前田氏家世事于邑主種子島氏」）

③改「宮内某甫」、何如。（同本文六行目「宮内先生」）

④「亦」、刪。（同本文七行目「然亦遂以文学著」）

⑤「人雖」句、割愛、何如。（第一葉裏四行目傍点が附された「人雖不知而」）

⑥「於是」刪、似可。（同九行目「南島名家於是復興者」）

⑦此事他人不能為。先生為人、可知也。（第二葉表三行目傍点が附された「十年、私学校乱起」獨有我鄉校而已）

⑧「干戈騷擾間」五字刪、似可。（同五行目）

⑨「精」下、補「於」字。（第二葉裏三行目「其專精教育數十年」）

⑩楠本碩水不足為重。一節刪去、何如。（同五行目「肥前老儒楠本碩水」）

⑪「如不見容焉者」、文意欠詳。（第三葉表九行目）

⑫「考終」費解。（同十行目）

⑬「恥」、外二好字ナキカ。（第三葉裏三行目「人人知恥」）

⑭「誰適与謀」、承接不妙。（同四行目）

(15) 法度字句、嚴正謹格、蓋非此、不足銘豊山先生也。

社末朝康拝妄（末尾）

安井の書き込みのうち、(7)(11)(12)は記述内容に対する安井の感想、末尾の(15)は碑文全体に対するコメントである。特に(11)(12)は、ともに文意を把握しがたいとの否定的な指摘である点は興味深い。他の十三箇所が字句の修正或いは加筆についての提案や意見だが、その安井の提案した字句の修正の中で、天囚によつてそのまま碑文に採用されているのは(1)(5)(8)、採用されていないのは(2)(3)(4)(6)(9)(10)(13)(14)である。安井の提案した修正の三分の一が採用されている点は、五人の中でも概ね平均的と見て良いようと思われる。

六 「定稿」 A稿の修正と碑文の成立過程

本章では、これまで検討した初稿ア・イに対する五人の書き込みを踏まえ、天囚が「初稿」としたA稿について検討し、碑文の成立過程について考察する（写真15）。

なお、A稿の第一葉表に「写取ヲ要ス」と記した附箋はない。そのことは、附箋に用いられている原稿用紙が、



写真15 A稿第一葉表(附箋)

版心に「吳山社稿本」と印刷されたものであることから明らかである。「吳山社」とは、重建懷德堂において書記・素読科の句読師・助教授・教授を務めた吉田銳雄が、池田町において開催していた漢詩を作る会のことであることは確実と考えられる。

A稿は、B～F稿と同じく本文が印刷されており、そこの書き込まれているのは、題名の下に加筆された「癸亥九月」の四字のみ墨筆であり、第一葉表の右上に記された「定稿」の二字を含め、他はすべて朱筆によるものである。朱筆の書き込みは、いずれも本文の字句を削除、

或いは本文に字句を挿入する修正の指示である。削除の場合は、削除する文字の上に朱点が加えられ、挿入の場合は、挿入する箇所の右側の行間に、挿入する文字が朱筆で書き込まれている。

A稿に認められるそうした本文の修正の指示は、以下の通りである。

- ① 第一葉表題名「豊山前田先生碑銘」の「前田先生」の後に、朱筆にて「紀徳」を加筆。
- ② 同「豊山前田先生紀徳碑銘」の下に、墨筆にて「癸亥九月」と加筆。
- ③ 同本文三行目「誼不可辭也」の下に、朱筆にて「謹叙大要曰」を挿入。
- ④ 同本文六行目「諸氏同學」を、朱筆にて「諸老為友」に修正。
- ⑤ 第一葉裏四行目「先生每過旧城門下」の「下」字を削除。
- ⑥ 同四行目「人雖不知而」を削除。
- ⑦ 同五行目「有一孤兒曰」を、朱筆にて「遺孤守時君」に修正。
- ⑧ 同八行目「又与衆人協心治質産」を、朱筆にて「又与衆協力治其質産」に修正。
- ⑨ 第二葉表一行目「以非其志罷去」を、朱筆にて「亡何罷去」に修正。
- ⑩ 同二行目「尤用心忠孝節義之教提誘有方学風大振」を、朱筆にて「以忠孝節義淬励子弟教学大振」に修正。
- ⑪ 同五行目「或伝将来襲」を、朱筆にて「或告将来襲」に修正。
- ⑫ 同五行目「干戈騷擾間」を削除。
- ⑬ 第二葉裏二行目「時先生」と「失明」との間に、朱筆にて「既老而」を挿入。
- ⑭ 同二行目「家居」を削除。
- ⑮ 同四行目「人材輩出」を、朱筆にて「隨材成就」に修正。
- ⑯ 同四行目「文武立身者多」を、朱筆にて「多文武立身者」に修正。
- ⑰ 同五行目「必叩門受益」を、朱筆にて「必造門請益」に修正。
- ⑱ 同六行目「亦」字を削除。
- ⑲ 同七行目「三十六年」の上に、朱筆にて「至」字を挿入。
- ⑳ 同八行目「先生固不以毀譽介于懷而」を削除。

- ㉑ 同十行目「哀毀骨立」を、朱筆にて「哀毀動人」に修正。
- ㉒ 第三葉表二行目「対」字を削除。
- ㉓ 同四行目「吟哦」の二字を削除し、その箇所に朱筆にて「配河内氏亡独居山齋蕭然」を挿入。
- ㉔ 同四行目「配河内氏先亡無子養徒姪幸磨為嗣晩年知其失田產曰我失教矣後不復言」を削除。
- ㉕ 同九行目「彥心窃以懼」を削除。
- ㉖ 同九行目「無病而逝」を、朱筆にて「俄逝」に修正。
- ㉗ 同十行目「嗚呼觀其考終可以知其人矣」を朱筆にて「無子養徒姪幸磨為嗣」に修正。

これらの修正のうち、㉑㉒㉓㉔の四箇所はいずれも「初稿イ」において本文に墨筆にて書き加えられていた修正と同一内容である。このため、この四箇所の修正は、「初稿ア」から「初稿イ」の段階で加えた修正をそのまま必要と認めたことから、A稿に書き込まれたと考えられる。但し、「初稿イ」の段階で墨筆により加えられた五箇所の修正のうち、④「而」字の挿入のみはA稿には認められない。

その他の修正の中には、B～F稿の書き込みにより内藤・狩野・瀧川・日下・安井の五人が提示した本文の字句の修正と合致する修正、もしくは部分的に合致する修正が多く認められる。すなわち、A稿中の修正③は狩野①と、④は狩野③と、⑤は瀧川⑨と、⑥は瀧川⑩・安井⑤と、⑦は瀧川⑪と、⑧は瀧川⑫と、⑨は瀧川⑬と、⑩は狩野⑧と、⑫は日下③・安井⑧と、⑮は瀧川⑯と、⑯は狩野⑫と、⑰は瀧川⑯と、⑱は内藤⑤・狩野⑭・瀧川⑮と、⑲は狩野⑯と、⑳は瀧川⑯・日下④と、㉑は日下⑦と、それぞれ修正の内容が全面的に、もしくは部分的に合致していると見てよい。このため、A稿を作成する時点において天囚は、五人の提示した字句の修正の中から、これらの修正を採用してA稿に書き込んだと考えられる。但し、A稿中の修正①②⑪⑯㉑について、B～F稿に書き込まれた修正とは直接関係がない。これらは、A稿を作成する段階で天囚が新たに加えた修正と考えられる。

このように、天囚が「初校ア・イ」に対して内藤・狩野・瀧川・日下・安井が提案した意見を取捨選択し、また自ら題名に「紀徳」を加筆するなどの新たな修正を加えて「定稿」としたA稿において特に注目される点は、天囚が「初稿イ」において加えた修正のうち、「而」字の挿入について撤回している点である。最終的な碑文においても、この箇所に「而」字の挿入は認められない。

これは、天囚は「初稿ア」から「初稿イ」を作成する段階では「而」字の挿入が必要と考えたが、五人の批正を踏まえてA稿を作成する時点でその考えを改め、「而」字の挿入を取り止めた結果と考えられる。

また、先述の通り、『遺集』所収の豊山前田先生紀徳碑、すなわち修正後のA稿の本文と碑文の最終版との間に、六箇所の字句の異同が認められるが、六箇所のうちの①②④については、それぞれ安井①・狩野②・瀧川⑯の字句の修正と内容が基本的に合致する。このことは、A稿執筆時点で天囚は、安井①・狩野②・瀧川⑯の提案を一旦不採用としたが、A稿に対して更に修正を加えて碑文の最終版を作成する際に、B～F稿に書き込まれた五人の提案を再度検討し、その中から三箇所の修正を採用した結果と考えられる。

このように、天囚は機会ある毎に倦むことなく推敲を重ね、一度加えた修正を後に撤回する場合もあれば、一度採用を見送った修正意見を後に改めて採用する場合もあつた。天囚が極めて慎重に撰文に取り組んでいたこと、また批正を求めて五人に対して天囚が厚い信頼を寄せていたことがよく窺える。

加えて、A稿に書き加えられた修正に従つた本文は、

『遺集』所収の豊山前田先生紀徳碑の本文と完全に一致

する点である。この点については、前述の「写取ヲ要ス」と記された附箋の問題と合わせて、後に改めて検討する。以上の検討から明らかとなつた豊山前田先生紀徳碑の成立過程は、概ね以下の通りと考えられる。

① 天囚は、執筆した草稿を印刷して「初稿ア」を作成し、内藤・狩野に送付して批正を求めた。なお、鐵砲伝來紀功碑の成立過程において、『碩園文稿』に収録されたその草稿が成立する前の段階で執筆されたと考えられる二種類の草稿が西村家に所蔵されていたことから見て、印刷された「初稿ア」が成立する前の段階においても、天囚が複数の草稿を執筆していたことは確実と推測される。残念ながら、そうした初期段階の草稿は、西村家旧蔵の天囚関係資料の中からは発見されていない。

② その後天囚は、「初稿ア」の本文に墨筆で五箇所修正を加えて「初稿イ」を作成し、それを瀧川・日下・安井に送付して批正を求めた。

③ 内藤・狩野・瀧川・日下・安井の五人は、それぞれ天囚から送られてきた草稿に意見を書き込み、天囚に返送した。

④ 天囚は、五人から返送された草稿に書き込まれた意見を取捨選択し、かつ自ら新たな修正を加えて

A稿を作成し、これを「定稿」とした。

⑤天囚は「定稿」としたA稿にも更に修正を加えて、碑文の最終版を確定させた。

以上のような豊山前田先生紀徳碑の成立過程の中では、先にも述べた通り、天囚が批正を求めた五人の意見を尊重していた点が特に注目される。確かに字句の修正の意見については、最も多く修正意見を提示した瀧川の場合でも、天囚はその半分以上を採用していない。しかし、天囚はよりよい碑文を作り上げるために、従うべきと考えた意見には従つており、しかも推敲を繰り返す中で一旦従わなかつた意見を後に採用することもあつた。天囚が五人を信頼し、その意見を真摯に受け止めて尊重した姿勢が窺えると言つて良かろう。¹⁹⁾

もつとも、天囚が一旦A稿を「定稿」としながら、その後更に修正を加えたことにより、A稿は眞の意味での定稿ではなくなり、最終版は石碑を実見しなければ確認できなくなつた。おそらく最終版が確定する段階における修正は、手紙等により天囚から伝えられ、天囚の手許には確定したの碑文の全文を記した眞の定稿は存在しなかつたと推測される。そのA稿に吉田銳雄が「写取ヲ要ス」と記した附箋を貼付したのは、A稿と最終版との関係を吉田が知つていたことを示すが、そ

のことを吉田は天囚から直接聞いたのか、それとも天囚以外に事情を知る人物がいて教えられたのか、詳しい事情は不明である。

七 『碩園文稿』とは何か

前述の通り、『碩園文稿』のA稿の修正後の本文は、『遺集』に収録された豊山前田先生紀徳碑の本文と完全に一致する。『碩園文稿』中の草稿が『遺集』に収録されているとの現象は、筆者が前稿で検討した鉄砲伝來紀功碑と同じである。遺憾ながら、現時点では『遺集』の『碩園先生文集』（以下、「文集」）に収録されたすべて文についての検討を終えるに至つていいのだが、『遺集』の「文集」に、『碩園文稿』に収録されている草稿がそのまま収録されたケースは非常に多いと見られる。

このことを傍証するのが、鉄砲伝來紀功碑・豊山前田先生紀徳碑に限らず、『碩園文稿』に収録されている草稿には、「写取ヲ要ス」と記された附箋が貼付されているものが多数存在する現象である。先述の通り、この附箋には吉田銳雄が中心となつて活動した「吳山社稿本」の原稿用紙が主に用いられており、筆蹟から見ても吉田が貼付したものであることは確実と考えられる。貼付し

た時期は不明だが、天囚の没後、『遺集』の編輯に関与した吉田は、『碩園文稿』所収の鉄砲伝來紀功碑や豊山前田先生紀徳碑の草稿が最終版ではないことを知つており、そのため文集に収録する際には、最終版を石碑から「写取」することが必要と判断してこの附箋を貼付したが、結局「写取」は行われずに、『遺集』には『碩園文稿』所収のものがそのまま収録されたと見られる。

そもそも天囚は、『碩園文稿』をどのような目的で編輯したのであらうか。鉄砲伝來紀功碑・豊山前田先生紀徳碑についての検討を踏まえるならば、複数の草稿が収録されていることからすると、『碩園文稿』は基本的に、草稿類を可能な限り手許に留めていた天囚が、自らの撰文の過程を留めようとして編輯したものであるように見受けられる。

もつとも、天囚が草稿類を編輯して冊子としたのは、『碩園文稿』だけではない。例えば、湯浅氏が鉄砲伝來紀功碑の成立を検討する契機となつた、その二種類の稿本などを収録する『五十以後文稿』など、西村家旧蔵の天囚関係資料の中には、やはり天囚が草稿類をまとめて冊子としたものが存在する。²⁰⁾但し、『五十以後文稿』に印刷された原稿用紙の裏紙が用いられており、また豊

山前田先生紀徳碑のB～F稿のように、天囚が批正を求めた相手から送られてきた草稿の類は収録されていない。このため、『五十以後文稿』には初期の段階において書かれた草稿が収録され、完成版により近い草稿や、批正を受けて返送された草稿は『碩園文稿』に収録されたと考えられる。そうした点からすれば、草稿類を綴じた冊子の中でも『碩園文稿』は、完成版に近い草稿を収録した、いわば特別なものであつたと考えられる。

このことは、『碩園文稿』の各巻に目次が附されていることからも首肯できよう。西村家旧蔵の天囚関係資料にある草稿類を束ねた冊子の中には、『五十以後文稿』がそうであるように、表紙を有するものは他にもある。しかし、『碩園文稿』の各巻のよう、収録された草稿の名や執筆した月を記した目次が附されている冊子は確認されていない。目次が附されていることは、天囚が『碩園文稿』を、いわば自らの作品集として編輯したことを示すと理解するのが妥当と考えられる。

もとより、天囚が『碩園文稿』を自らの作品集、すなわち文集として編輯したのであるならば、当然最終版のみを収録すればよかつた。しかし、倦むことなく推敲・修正を繰り返した天囚の手許には、最終版の全文を記したもののはなかつたと見られる。あつたとしても、そうし

た場合は極めて稀であつたに違いない。現時点では憶測に止まるが、そこで天囚は、最終版を収録した文集を自ら編輯することは断念し、それに代わるものとして、手許に残る最終版に近い段階の草稿や批正を受けた草稿の類を編輯した『碩園文稿』を作成したのではないかと考えられる。

おわりに

天囚が大正十三年（一九二四）七月に死去した後、二年後の昭和十一年（一九三六）によく『遺集』が出版されるまで、記念会において天囚の詩文集の編輯がどのように進められたのかは、現時点で詳細は不明である。もつとも、記念会関係者にとつて『碩園文稿』は、天囚の文集を作成する上で大変都合の良いものと理解されたことであろう。『碩園文稿』が碩園記念文庫資料には含まれず、また西村家の所蔵するところとならず、大阪大学に寄贈されるまで記念会の所有するところであつたのは、記念会が天囚の文集を作成するために用いたからであつたと考えられる。

しかし、最終版が収録されているわけではない『碩園文稿』を、そのまま天囚の文集とすることには当然問題

があり、そのことは記念会関係者も理解したはずである。文集の編輯に関与した吉田が、『碩園文稿』所収の草稿の中から最終版に最も近いと考えられるものを判別し、その上に「写取ヲ要ス」と記した附箋を貼付したのは、「写取」によつて最終版を確認し、それを文集に収録しようとしたためと考えられる。

残念ながら、結局「写取」は行われることなく、吉田の主張は無視される形で『碩園文稿』所収の草稿が文集にそのまま収録された。これは、例えば天囚撰文の石碑の場合は、日本各地に多数建てられている碑文を「写取」ることに時間と労力とがかかるため、実施が見送られたのかも知れない⁽²²⁾。また前稿にも述べた通り、昭和に入つてからの記念会では、理事長の永田仁助・教授の松山直蔵・講師の稻東猛・二代目教授の財津愛象が相次いで死去し、一貫して『遺集』の編輯を統括する中心人物がいなくなつてしまつた。こうした記念会の事情もおそらく大きく影響したと推測される。加えて、財津の死後も吉田が長く助教授のままであつたことからも窺えるように、学士ではなかつた吉田の主張は、記念会において重んじられなかつたのかも知れない。

なお、『遺集』の編輯においては、「文集」だけではなく、「碩園先生詩集」についても、天囚の草稿をそのまま

収録した可能性があると思われる。こうした『遺集』編

輯に関する問題の解明は、今後の課題としたい。

注

(1) 湯浅邦弘「鉄砲伝来紀功碑文の成立」(『国語教育論叢』第二

十七号、二〇二〇年)、拙稿「鉄砲伝来紀功碑文の成立と『碩

園文稿』」(『懷徳』第九十二号、二〇二四年一月) 参照。

(2) 豊山前田先生紀徳碑の碑文の書き下し文は、下野敏見・鮫島

宗美編『種子島碑文集』(石の文化誌第1集)熊毛文学会、

一九六五年)所収のものを参考にした。なお、同書の碑文の

一部には誤写と思われる箇所が認められる。

(3) 「疏戚」は、ここでは遠い親戚を指す。天囚の母方の祖父・

平山伝一郎(号は西海)は、豊山の父・前田宗恭の弟で、天

囚の母・浅子と豊山とはいここにある。

(4) 「宮内先生」は、薩摩藩の藩校・造士館の儒者で朱子学者の宮内維清を指す。

(5) 「太夫人」は、「豊山遺稿」(森友諒、一九二六年)所収の森

友諒「豊山前田先生伝」によれば、種子島の領主・種子島久

尚の生母・宝茲院信子のことを指す。

(6) 「大故」は、大きなわざわいのことで、前出「豊山前田先生伝」によれば、この頃、守時の父・種子島久尚、祖母・信子、母・

幸子が相次いで死去し、更に東京にいた守時の兄・時丸も十

一歳で死去した。

(7) 「私学校乱」について、前出「豊山前田先生伝」によれば、

種子島の郷校の十六歳以上の在学生は「悉々私学校ニ転校シ直ニ從軍ノ壯士」となったが、豊山は「年少子弟及從軍ニ漏

レタル者ヲ集メ教養スルコト從前ノ如」くであった。

(8) 「公立種子島学校」について、前出「豊山前田先生伝」によ

れば、明治十二年(一八七九)「学制ノ改正ニ依リ郷校ヲ公

立種子島準中学校ト改称」し、豊山は同年「公立種子島中学

四等監事兼訓導」となったが、「明治十七年公立種子島準中

学校ハ中学ノ^(アマ)咨格ナキモノト認メラレタルヲ以テ公立種子島

学校ト改メ同年九月公立種子島学校雇教員」となった。公立

種子島学校は明治二十三年(一八九〇)に廃止され、「北種

村ノ補助ヲ受ケ」て私立種子島学校となり、豊山はその校長

となつた。

(9) 「弘道会」について、豊山等が漢学に基づく人材育成のため

の団体を指す。前出「豊山前田先生伝」によれば、明治三十

七年(一九〇四)、私立種子島学校は郡立農林学校となつて

国と県の補助を受けることになった。豊山は実業本位の学校

となることを「人材教育ハ是迄ナリ」と歎き、教職を退いた

が、「尚育英ノ志ヲ棄テ斯同志ニ謀リ」弘道会を開設し、儒

教の經典の講義を行つた。

(10) 「癸亥」は大正十二年(一九二三)の干支である。

(11)

前掲の拙稿「鉄砲伝来紀功碑文の成立と『碩園文稿』」において述べたように、大阪大学附属総合図書館においては、「碩園文稿」は卷一から卷十四までの全十四冊とされているが、誤つて「碩園文稿」に加えたものと考えられることから、以下の検討においては、卷十四を除外して、卷一から卷十三までの十三冊を「碩園文稿」と見なす。なお、国文学研究資料館の国書データベースにおいて、「碩園文稿」の画像データは卷一～卷九のみが示されており、卷十～十四の画像データがない。その理由について大阪大学附属総合図書館に問い合わせたところ、国書データベースの画像は同図書館の所蔵するマイクロフィッシュからデジタルコンバートしたものだが、同館には元のマイクロフィッシュが卷九までしか存在しなかつたためとのことである。

(12) 「碩園文稿」卷一～十二の表紙には卷数が記されているが、卷十三の表紙には卷数が記されていない。表紙の中央上部に貼付された附箋に、「卷十三」と記されているが、この附箋は、後年財団法人懷德堂記念会の関係者が貼付したものと考えられる。前掲の拙稿「鉄砲伝来紀功碑文の成立と『碩園文稿』」参考。

(13) 同卷の目次の末尾には「已上三十二首」とあるが、後に追加されたであろうものを含めると、目次には合計三十三種類の

(14)

内藤の言う「五代史安重誨伝」は、「歐」、すなわち欧阳脩の書いた『新五代史』(『五代史記』)の安重誨の列伝(唐臣伝第十二)を指す。また「望溪」は、桐城派の始祖とされる清の方苞の晩年の号である。内藤のコメントは、「方望溪先生全集」(『四部叢刊』所収)卷二「讀子史」の「書五代史安重誨伝後」に「此(竹田注: 安重誨伝を指す)書疏論策體記事之文。古無是也。」(此れ書疏論策の体の記事の文なり。古に是れ無きなり。)、「重誨伝乃雜以論斷語、夫法之變。蓋其義有不得不然者。歐公最為得史記法、然猶未詳其義。」(重誨伝は乃ち雜ふるに論斷の語を以てするも、夫れ法の変なり。蓋し其の義然らざるを得ざる者有り。歐公最も史記の法を得ると為すも、然して猶ほ未だ其の義に詳らかならず。)を踏まえている。

(15) 瀧川は「遇」字とするが、本文は「過」字であり、瀧川の誤写と考えられる。

(16) 瀧川亀太郎「碩園先生の初年と晩年」(『懷德』第二号碩園先生追悼録「懷德堂堂友会、一九二五年」所収)参照。

(17) 「送前田豊山先生叙」は『遺集』には収録されていない。前掲「豊山前田先生伝」によれば、明治十一年（一八七八）に

豊山が官に要請して種子島準中学が設立され、豊山がその校長を務めていたが、明治十七年（一八八四）に「中学ノ咨格ナキモノト認メラレタルヲ以テ公立種子島学校」と改称された。「送前田豊山先生叙」にも、「学有故將廢、先生百方拮据、遭怨謫不避。遂得不廢。」（学故有りて特に廢せられんとするに、先生百方拮据して、怨謫に遭ふも避けず。遂に廢せらるざるを得。）とある。明治十八年の豊山の上京は、関係者に対して公立種子島学校に関する陳情か、或いは学校の存続が認められたことに対する謝意を伝えるためであった可能性があると思われる。

(18) 前述の通り、安井⑪⑫のコメントは、具体的な語句の修正を

提案するものではなく、文意の把握が困難であるとの指摘であつた。A稿における⑯⑰の修正は、おそらくこうした安井のコメントを踏まえたものではなかつたかと推測される。

(19) 湯浅邦弘氏は、景社などを通じた天囚と当時の文人たちとの交流・相互研鑽について、天囚の知のネットワークとして注目している。前掲「大阪市公会堂壁記の成立——近代文人の相互研鑽について」（『中国研究集刊』第六十九号、二〇一三）・「西村天囚の知のネットワーク——種子島西村家所蔵資料を中心として——」（『懐徳』第八十七号、二〇一九年）参照。

(20) 竹田健二・湯浅邦弘・池田光子「西村家所蔵西村天囚関係資料暫定目録（遺著・書画類等）」（『懐徳堂研究』第十二号、二〇二一年）・同「旧西村家所蔵西村天囚関係資料目録——鉄砲館・黎明館に現存する資料について——」（『懐徳堂研究』第十四号、二〇二三年）参照。『五十以後文稿』は、西村家から昭和五十八年（一九八三）に種子島開発総合センターに寄贈された資料であり、卷一～卷七が現存する。『五十以後文稿』はその書名が示す通り、天囚が数えで五十歳となってから後、つまり大正三年（一九一四）以降に天囚が執筆した草稿が収録されている。

(21) 『遺集』に収録されているものだけでも天囚撰文の石碑は多く、大阪や鹿児島以外にも建てられており、筆者が調査した中でも「三島開墾紀恩碑」は栃木県那須塩原市に、「前田君開渠紀功碑」は宮崎県都城市に、「岡翁旌徳碑」は和歌山県橋本市に現存する。また『遺集』に収録されていない、天囚が代筆した碑も少なくないと思られる。前掲湯浅氏「大阪市公会堂壁記の成立——近代文人の相互研鑽について」（『懐徳』第八十七号、二〇一三）・「アジア遊学」第二十九号、二〇二三年）参照。

(22) 摘稿「武内義雄と吉田銳雄——重建懐徳堂講師の留学と西村天囚」（『アジア遊学』第二十九号、二〇二三年）参照。

豊山前田先生紀徳碑について天囚が五人に批正を乞うたのも、そうしたネットワークの活用だったと考えられる。

〔附記〕本論文は、JSPS科研費JP21H0046
5「日本近代人文学の再構築と漢学の伝統—西村天因関
係新資料の調査研究を中心として—」（研究代表者・竹
田健二）の成果である。